

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ノルウェーの憲法と緊急事態法制—憲法に緊急事態条項がない国の法制度の概要と動向—
他言語論題 Title in other language	The Constitution and Emergency Law of Norway
著者 / 所属 Author(s)	越田 崇夫 (KOSHIDA Takao) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主任調査員 憲法調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	889
刊行日 Issue Date	2025-1-20
ページ Pages	33-60
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ノルウェー憲法の概略を説明するとともに、日本と同様に憲法に緊急事態条項がない国であるノルウェーにおいて、緊急事態法制がどのように構成され、議論されているかを紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ノルウェーの憲法と緊急事態法制

—憲法に緊急事態条項がない国の法制度の概要と動向—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 憲法調査室 越田 崇夫

目 次

はじめに

I ノルウェー憲法の概要

- 1 略史
- 2 内容

II 緊急事態法制の概要と動向

- 1 権限配分の変更
- 2 人権の制限
- 3 議員任期の延長（選挙の延期）

おわりに

キーワード：ノルウェー憲法、ノルウェー王国基本法、緊急事態、緊急事態条項、緊急権

要 旨

- ① 日本と同様に憲法に緊急事態条項がない国の一つに、ノルウェーがある。本稿では、ノルウェーの現行憲法典である「ノルウェー王国基本法」（以下「基本法」という。）の概略を説明するとともに、ノルウェーにおいて、緊急事態法制がどのように構成され、また、議論されているかを紹介する。
- ② 1814年にノルウェーの独立をうたって制定された基本法は、これまで200年以上にわたってノルウェーの自治・独立と人々を守る機能を担ってきた。民主主義、法の支配、人権保障という基本法の理念はノルウェーの社会において広く共有されており、そうした理念の実現に向け、基本法の規定の内容を社会の変化に即して更新・拡充する改正が行われてきた。
- ③ ノルウェーでは、憲法的緊急権という不文の法理が、緊急事態において必要な措置をとることの法的根拠として、明確に位置付けられている。憲法的緊急権の法理は、緊急事態において、法の支配を維持しつつ、必要な場合に基本法を逸脱する措置をとることを可能にする。一方で、憲法的緊急権の持つ柔軟性は、緊急事態においてとられる措置の予見可能性を低下させる。それゆえ、法的安定性や民主的統制を強化するために、一定の場合に関して憲法的緊急権の内容や行使の枠組みを成文化することが度々検討されてきた。その際は、成文化によってかえって権限濫用のおそれが高まるという懸念がしばしば論点となった。
- ④ そうした成文化の検討の結果は様々である。権限配分の変更（緊急命令等）に関しては、戦争等の場合における憲法的緊急権の内容を成文化した規定が法律に置かれるなどしてきた。人権の制限に関しては、基本法に人権規定の逸脱に関する規定を追加する改正案が国会に提出されたが、人権保障の低下を懸念する意見が多く、否決された。議員任期の延長（選挙の延期）に関しては、近年、相当部分の有権者の投票を妨げるような異常事象が発生したときは選挙を最長1か月延期できることが、新たに基本法に規定された。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行の際、政府への権限委任を一時的に拡大する法案が政府から国会に提出されたが、国会は、有識者の意見も踏まえ、内容や手続を厳格化する大幅な修正案を迅速に取りまとめて可決した。そうした対応も、基本法の理念の共有と緊急事態法制に関する検討の積み重ねの上に行われたものと言えるであろう。

はじめに

憲法の緊急事態条項は、緊急事態を通常時と異なる規則を適用する法的な制度として位置付け、法的な規制の対象とするものである⁽¹⁾。

筆者は、令和 5 (2023) 年 9 月に刊行された調査資料『諸外国の憲法における緊急事態条項』⁽²⁾において、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国の現行憲法における緊急事態条項の有無や内容を整理し、紹介した⁽³⁾。OECD 加盟国 (38 か国) の中には憲法に緊急事態条項がない国が日本を含めて 8 か国あるが⁽⁴⁾、そのうち緊急事態に関する基本的・通則的な法律がなく⁽⁵⁾、憲法の他の規定を根拠として緊急事態条項の発動に近い運用が行われてもいない⁽⁶⁾という点で日本と共通する国が、ノルウェーである。

本稿では、ノルウェーの現行憲法典である「ノルウェー王国基本法」⁽⁷⁾(以下「基本法」という。)の概略を説明するとともに (第 I 章)、憲法に緊急事態条項がないノルウェーにおいて、緊急事態法制がどのように構成され、また、議論されているかを紹介する (第 II 章)。

I ノルウェー憲法の概要

1 略史

ノルウェーは、14 世紀からデンマークの支配下に置かれていたが、1814 年 1 月、ナポレオン戦争で敗北したデンマークがノルウェーをスウェーデンに譲渡する条約に調印すると、独立の機運が高まった⁽⁸⁾。各地域や軍から選出された 112 人の委員⁽⁹⁾により、同年 4 月からオスロ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 12 日である。また、人物の肩書等は当時のものである。

(1) 越田崇夫『諸外国の憲法における緊急事態条項』(調査資料 2023-1-a 基本情報シリーズ 30) 国立国会図書館, 2023, p.4. <<https://doi.org/10.11501/12998127>>; Venice Commission, "Respect for Democracy, Human Rights and the Rule of Law during States of Emergency: Reflections," CDL-AD(2020)014, 2020.6.19, p.4. <[https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD\(2020\)014-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD(2020)014-e)>

(2) 越田 同上

(3) 同資料では、①緊急事態の宣言を行うことを発動の要件として憲法で規定しているもの、②緊急事態の宣言を行うことを発動の要件として憲法で規定していないもので発動の法的効果として行政府に例外的な権限を付与することを憲法で規定しているもの、のいずれかに該当するものを緊急事態条項として紹介する対象とした。同上, p.6. 本稿でも、これらに該当するものを緊急事態条項として紹介する対象とする。

(4) アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・日本・ニュージーランド・ノルウェー・ベルギー。同上, pp.6-8, 34-35.

(5) アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドの 5 か国には、緊急事態に関する基本的・通則的な法律がある。同上, p.34.

(6) ベルギーでは、「国王は、憲法及び法律が付与する権限以外の権限を有しない」とする憲法の規定を根拠として、議会在国王に特別の権限を付与する法律を制定することにより、国王 (実際は政府) が命令によって法律を改廃できるようにするという、緊急事態条項の発動に近い運用が行われている。同上, pp.34-35.

(7) Kongeriket Norges Grunnlov. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1814-05-17>> 本稿で紹介する内容は、2024 年 5 月 21 日最終改正のものである。

(8) 以下、本節の記述は主に Ola Mestad, "Grunnlovshistoria - eit oversyn," Ola Mestad and Dag Michalsen, eds., *Grunnloven: Historisk kommentarutgave 1814-2020*, Oslo: Universitetsforlaget, 2021, pp.39-51. Idunn Website <<https://www.idunn.no/doi/book/10.18261/9788215054179-2021>>; Johs. Andenæs and Arne Fliflet, *Statsforfatningen i Norge*, 11. utgave, Oslo: Universitetsforlaget, 2017, pp.87-113; "The Storting and Democracy," 2023, pp.7-11. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/brosjyrene---plakater/hovedbrosjyre-div-spraak---arkiv/2023/the-storting-and-democracy---english.pdf>>; 大島美穂・岡本健志編著『ノルウェーを知るための 60 章』明石書店, 2014, pp.39-84 に基づく。

(9) 112 人の委員の職業の内訳は、公務員 57 人、農民 37 人、商人 13 人、実業家 5 人であった。"The Storting and Democracy," *ibid.*, p.8.

近郊のアイツヴォル（Eidsvoll）で憲法制定会議が開かれ、翌5月、ノルウェーの独立をうたった基本法が制定・施行された⁽¹⁰⁾。その起草に当たっては、フランス、アメリカ等の憲法が参考とされ、人民主権、権力分立及び人権保障が基本法の基本原理とされた⁽¹¹⁾。基本法は、現行憲法典ではアメリカに次いで世界で2番目に制定が古いとされる⁽¹²⁾。

基本法の制定から間もなく、ノルウェーはスウェーデンの軍事介入を受け、同国と同君連合を組む（スウェーデン国王がノルウェー国王を兼ねる）ことを余儀なくされた。1814年11月にこれに対応するための基本法改正が行われたが、独自の国会・裁判所・行政機構（外交関係を除く。）は維持された。同君連合の時代に基本法はノルウェーの自治を守る機能を担い、その運用や改正を通じて国王の権力の抑制が図られた。同君連合は1905年に解消され、国会が選出したデンマーク王室の王子が新国王として即位した⁽¹³⁾。以後は議会制民主主義が確立し、1913年には男女普通選挙が実現した。

第二次世界大戦では、ノルウェーはドイツに占領され、ロンドンに亡命政府が樹立された（第Ⅱ章1(1)参照）。20世紀後半には、労働権（1954年）、環境権（1992年）等が新たに基本法に規定された。今世紀に入ると、議院内閣制の成文化（2007年。本章2(1)参照）、基本法の理念の明記（2012年）⁽¹⁴⁾等の基本法改正が行われ、基本法制定200周年の2014年には、条文を現代語化・2言語化⁽¹⁵⁾するとともに人権規定を体系的に整備・強化する大規模な改正が行われた（本章2(4)参照）。その後も、違憲審査権の成文化（2015年。本章2(3)参照）、地方自治の保障（2016年）⁽¹⁶⁾、裁判所の独立の保障（2024年。本章2(3)参照）等の改正が相次いで行われている。

2 内容

(1) 国王・内閣

基本法は、ノルウェー王国（Kongeriket Norge）が自由・独立・不可分・不可譲の王国であり、立憲的な世襲君主制の国家であることを規定している（第1条。以下本節で単に条項を示す場合は基本法の条項を指す。）。

王位継承については、性別にかかわらず長子が継承する絶対的長子継承制⁽¹⁷⁾がとられている（第6条）。王位継承権者は、現国王の子孫並びに兄弟姉妹及びその子孫である（同条）。王

(10) このような経緯から、基本法は独立宣言としての性質も有していると言われ、憲法記念日（5月17日）は国民の最大の祝日となっている。アイヴィンド・スミス（西原博史・安原陽平訳）「北欧諸国の違憲審査」『比較法学』41巻3号、2008.3、p.84; Tom Ginsburg and James Melton, “Norway’s Enduring Constitution: Implications for Countries in Transition,” 2014.5, p.4. Comparative Constitutions Project Website <https://comparativeconstitutionsproject.org/files/Norways_Enduring_Constitution.pdf>; 大島・岡本編著 前掲注(8)、p.39.

(11) 2012年の基本法改正により、基本法の理念を表す文言として、「この基本法は、民主主義、法の支配及び人権を保障する」ことが第2条に規定された。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p77.

(12) “Hva skjedde i 1814?” Stortinget undervisning Website <<https://undervisning.stortinget.no/no/grunnloven/hva-skjedde-i-1814/>>; Ginsburg and Melton, *op.cit.*(10), pp.1-2.

(13) ホーコン7世（Haakon VII）。現国王のハーラル5世（Harald V）はその孫である。

(14) 前掲注(11)参照

(15) ノルウェーには、デンマーク語にノルウェー語の要素を取り入れた言語であるブークモール（Bokmål）と、ノルウェーに古くから伝わる方言を基に創造された言語であるニーノシュク（Nynorsk）という2つの「ノルウェー語」があり、共に公用語とされている。使用比率はブークモールの方が高い。古城健志・松下正三編著『ノルウェー語辞典』大学書林、1998、pp.iv-vii。本稿のノルウェー語の記載はブークモールである。

(16) 後掲注(27)参照

(17) かつては男系男子のみが継承する男系長子継承制がとられていたが、男女平等の理念に合致しないとして、1990年に基本法が改正され、絶対的長子継承制に移行した。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.186-187.

位継承権者がいない場合、国王は国会に王位継承者を提案することができるが、国会はその提案を受け入れずに別の者を選出する権利を有する（第7条）。王室の家系が絶え、王位継承者もいないときは、国会が新国王を選出する（第48条）⁽¹⁸⁾。

国王には、行政権が帰属する（第3条）。基本法は、国王の権限として、暫定命令の発令（第17条。第Ⅱ章1(1)参照）、恩赦（第20条）、官吏の選任（第21条）、勲章の授与（第23条）、軍の統帥（第25条）、軍の召集（第26条）、宣戦・講和（同条）、外交使節の派遣・接受（同条）、条約の締結⁽¹⁹⁾（同条）等を規定している。もっとも、国王は無答責であり、責任は内閣が負う（第5条）。国王の決定が有効となるためには首相⁽²⁰⁾の副署が必要とされており（第31条）、実際には内閣が決定を行うこととなっている⁽²¹⁾。

内閣は国王が選任するが（第12条）、議院内閣制の下、実際には政党間の協議に基づいて組閣が行われており、国王の役割は形式的なものとなっている⁽²²⁾。なお、議院内閣制は1884年に初めて実現し、長らく不文の憲法慣習⁽²³⁾として行われてきたが⁽²⁴⁾、2007年の基本法改正により成文化された。閣僚は、国会が内閣又は当該閣僚に対する不信任決議を行ったときは辞職しなければならない（第15条）⁽²⁵⁾。

(2) 国会

国民は、国会（Stortinget。一院制⁽²⁶⁾）を通じて立法権を行使する（第49条）⁽²⁷⁾。選挙権・被選挙権年齢は、共に18歳である（第50条・第61条）。

国会議員（以下単に「議員」という。）の定数は169人であり（第57条）、選挙は19の選挙区に分けて行われる（第56条）。各選挙区には、人口と面積に基づく計算により、4以上の議員定数が配分される（第57条）。各選挙区の議席は、1議席を除き、当該選挙区における得票数に応じて各党に比例配分される（第59条）。残りの1議席（全国で計19議席。平準化議席と呼ばれる。）は、上記の配分によって全国で得た議席数が、全議席を全国の得票数に応じて各党に比例配分した場合に得られる議席数に届かなかった政党に配分される（同条）⁽²⁸⁾。

(18) ノルウェーの王位継承制度の詳細は、山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例—」『レファレンス』802号、2017.11, pp.10-13. <<https://doi.org/10.11501/10990713>> を参照。

(19) ただし、特に重要な事項に関する条約や、実施のために新たな法律等を必要とする条約は、国会の承認が得られるまで効力を有しない（第26条）。また、国の権限の国際機関への委譲については、国会の総議員の3分の2以上の出席の下で4分の3以上の賛成による承認を要する（第115条）。

(20) 軍事的な指揮に関する案件の場合は、当該案件の提出者（第31条）。

(21) Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.418-419.

(22) *ibid.*, pp.216-218.

(23) 憲法典には書かれていないが、憲法に関係した事項につき長期にわたり反復され、形成されてきた実例で、国民によって一種の規範としての価値を認められたもの。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016, p.336.

(24) Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.231-235; “The Storting and Democracy,” *op.cit.*(8), p.15.

(25) 同年の基本法改正では、政府は国会に対して提出案件の処理に必要な情報を提供しなければならないことや、閣僚は国会に対して虚偽の又は誤解を招く情報を提出してはならないことも規定された（第82条）。

(26) かつては擬似的な二院制（選挙で選ばれた国会議員のうち、任期の初めに互選される4分の1の者が上院を構成し、残りの4分の3の者が下院を構成する。）をとっていたが、2007年の基本法改正により、2009年から一院制に移行した。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.486-487.

(27) なお、2016年の基本法改正により、住民は地方公選機関を通じて地方の事務を管理する権利を有することが新たに第49条に規定された。これは、地方自治の保障に関する初めての基本法の規定とされる。*ibid.*, pp.487-488.

(28) ノルウェーの選挙制度の詳細は、塩田智明「選挙区への定数配分に関するユニークな取組—デンマークとノルウェーの「面積係数」—」『レファレンス』868号、2023.4, pp.19-28. <<https://doi.org/10.11501/12771609>> を参照。

議員の任期は4年である（第71条）。国会が内閣不信任決議を行った場合を含め、国会解散の制度はなく⁽²⁹⁾、選挙は4年ごとに9月末までに行われる（第54条）⁽³⁰⁾。国会は、通常、毎年10月の最初の平日に首都（オスロ）⁽³¹⁾で開会し（第68条）、翌年9月の最後の平日までに閉会する（第80条）。すなわち1年1会期であり、4会期が1議会期を構成する。

基本法は、国会に属する権限として、法律の制定・廃止、課税、国債の発行、国費の支出、公文書の提出要求、国事に関する召喚、会計検査官・市民オンブズ⁽³²⁾の任命、外国人の帰化等を規定している（第75条）⁽³³⁾。

法律案は、議員又は政府により国会に提出され、一度可決された後、その3日後以降に再び同じ内容で可決されると、国王の裁可により⁽³⁴⁾、法律となる（第76条～第78条）。

国会は、法的問題について最高裁判所の見解を得ることができる（第83条）⁽³⁵⁾。

(3) 司法

司法に関し、長らく基本法は最高裁判所の機能・構成等をわずかに規定するだけであったが⁽³⁶⁾、2024年に裁判所の独立の保障を目的とする基本法改正が行われ、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所を通常裁判所として置くこと（第87条）、裁判官は独立した委員会の推薦に基づいて国王が任命し⁽³⁷⁾、その身分は70歳に達するまで保障されること（第90条）、裁判所の独立した運営を確保しなければならないこと（第91条）等が規定された⁽³⁸⁾。

裁判所の違憲審査については、古くは1822年に最高裁判所が審査を行った事例があり、長らく不文の憲法慣習として行われてきたが⁽³⁹⁾、誰でも分かるように基本法に権限が明確に示されることが望ましいとして、最高裁判所創立200周年の2015年に成文化された⁽⁴⁰⁾。裁判所⁽⁴¹⁾は、提起された事件において、法令の適用が憲法に反するかどうかを審査する権限及び義務を

⁽²⁹⁾ 国会解散の制度がないことが、妥協をいとわず解決を志向する政治文化が発展する一因となったのではないかと、いう指摘がある。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.234.

⁽³⁰⁾ 異常事象が発生した場合、選挙の延期等が行われることがある（第II章3(3)参照）。

⁽³¹⁾ 侵略、感染症等の異常な状況の場合、国王は別の都市を選択することができる（第68条）。その事例について、後掲注(77)を参照。

⁽³²⁾ Sivilombudet. 正式名称は「行政監察のための国会オンブズ」（Stortingets ombud for kontroll med forvaltningen）。市民に対して不正が行われないようにするために行政を監察することを職務とする（第75条）。

⁽³³⁾ このほか、条約の承認に関しても一定の権限を有する（前掲注(19)参照）。

⁽³⁴⁾ 国王の裁可は、現在では形式的な行為となっている。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.739-741.

⁽³⁵⁾ 近年では、2020年に欧州鉄道庁（欧州連合の機関）に権限を委譲する条約の承認を第115条（前掲注(19)参照）によらずに行うことの憲法適合性について、見解を得た例がある。Dokument 23 (2021-2021), 2021.3.26. Stortinget. no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Dokumentserien/2020-2021/dok23-202021/>> 過去には、法律案の憲法適合性について見解を得た例（1933年）や、議員任期の延長に関して見解を得た例（1945年。第II章3(2)参照）もある。Mestad and Michalsen, eds., *ibid.*, pp.778-781.

⁽³⁶⁾ 2014年の基本法改正では、公正な裁判を受ける権利について規定する第95条に、裁判所・裁判官の独立性・公平性を確保しなければならないことが規定された。

⁽³⁷⁾ 「裁判所法」は、裁判官の任命は裁判官推薦委員会（Innstillingsrådet for dommere. 裁判官3人、弁護士1人、公共部門勤務の法曹1人、非法曹2人の計7人で構成）の推薦を得た上で行うことを規定している（第55a条・第55b条）。Lov 13. august 1915 nr. 5 om domstolene (domstolloven). Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1915-08-13-5>>

⁽³⁸⁾ この基本法改正の詳細は、山岡規雄「【ノルウェー】裁判官・裁判所の地位強化に関する憲法改正」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, p.36. <<https://doi.org/10.11501/13759553>> を参照。

⁽³⁹⁾ これまでの審査事案は、遡及法の禁止（第97条）や収用に対する補償（第105条）に関するものが多い。前者に関する近年の事案として、2010年に海運会社に対する課税を遡及的に引き上げる措置を違憲・無効としたものがある。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.855-856, 863, 875-876.

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.855-856.

⁽⁴¹⁾ 憲法裁判所は設置されておらず、最高裁判所その他の裁判所が審査を行う。

有する（第 89 条）⁽⁴²⁾。

(4) 人権

制定時の基本法には、人身の自由、表現の自由、財産権等の古典的な人権に関する規定が置かれ、その後、新しい人権規定の追加もあったが⁽⁴³⁾、それらの規定は基本法の中に散在し、体系性を欠いていた。

基本法制定 200 周年となる 2014 年、基本法の人権規定の体系的整備が行われ、新設された「人権」の章（E 章）に、既存の人権規定が集約されるとともに、国の人権尊重・保障義務、法の下での平等、児童の権利、教育を受ける権利等に関する規定が新たに設けられた。なお、緊急事態における人権の制限に関する規定の新設も検討されたが、見送られた（第 II 章 2 参照）。

現在の基本法の「人権」の章に置かれた主な規定を次に示す。

- ・ 国の人権尊重・保障義務（第 92 条）
- ・ 生命に対する権利（死刑の禁止を含む。）、拷問・強制労働の禁止（第 93 条）
- ・ 人身の自由（不当な逮捕・拘禁からの自由）（第 94 条）
- ・ 公正な裁判を受ける権利（第 95 条）
- ・ 罪刑法定主義、無罪の推定（第 96 条）
- ・ 遡及法の禁止（第 97 条）
- ・ 法の下での平等（第 98 条）
- ・ 表現の自由、情報公開請求権（第 100 条）
- ・ 結社・集会の自由（第 101 条）
- ・ プライバシー権、住居の不可侵（第 102 条）
- ・ 児童の権利（意見を聴かれる権利、児童の最善の利益の考慮等）（第 104 条）⁽⁴⁴⁾
- ・ 財産権（収用に対する補償）（第 105 条）
- ・ 移動・居住の自由（第 106 条）
- ・ 先住民族の権利（サーメ⁽⁴⁵⁾の人々がその言語、文化等を維持・発展させる機会の保障）（第 108 条）
- ・ 教育を受ける権利（第 109 条）
- ・ 労働権（労働の機会の保障）、公的扶助を受ける権利、労働者の共同決定権（職場で決定に参加する権利）（第 110 条）
- ・ 環境権（健康的な環境等を享受する権利、自然資源を長期的・総合的な考慮に基づいて利用する責務等）（第 112 条）

⁽⁴²⁾ ノルウェーの違憲審査制度は付随的違憲審査制度（法令の違憲審査をその法令の適用が問題となる通常の事件の裁判に対してのみ行う制度。高橋ほか編集代表 前掲注⁽²³⁾, p.1134）に該当する。なお、最高裁判所は、憲法適合性の判断を要する法的問題について国会から見解を求められることがある（本章 2(2) 参照）。

⁽⁴³⁾ 例えば、1954 年に労働権、1988 年にサーメ（後掲注⁽⁴⁵⁾参照）の人々の権利、1992 年に環境権に関する規定が追加された。

⁽⁴⁴⁾ ノルウェーにおける児童の権利について解説した資料として、朝田千恵「ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱い—子どもの権利条約の国内法化と憲法改正—」『IDUN—北欧研究—』23 号, 2018, pp.251-259 がある。

⁽⁴⁵⁾ same. スカンジナビア半島北部等を居住地域とする先住民族で、ノルウェーには国別で最多の 4～5 万人が居住している。庄司博史「サーミ」綾部恒雄監修、原聖・庄司博史編『ヨーロッパ』（講座世界の先住民族 6）明石書店、2005, pp.59-60.

・合法性の原則⁽⁴⁶⁾(第 113 条)

このほか、信教の自由が別章で政教関係と併せて規定されている(第 16 条)⁽⁴⁷⁾。

なお、国民は、一定期間、祖国を守る義務を負う(第 119 条)⁽⁴⁸⁾。

(5) 憲法改正

(i) 改正手続

基本法の改正は、国会の議決により行われる。国民投票⁽⁴⁹⁾は行われませんが、改正の決定前に国民が意思を表明する機会を確保する趣旨で⁽⁵⁰⁾、基本法改正案の議決は、改正案の国会提出後、選挙を挟んだ後に行うこととされている。

基本法改正案は、議員又は政府⁽⁵¹⁾が、各議会期の第 3 会期末まで(すなわち 4 年の議員任期のうちの最初の 3 年)に国会に提出することができる(第 121 条)。提出された改正案はそのまま公示され、選挙を挟み、次の議会期で第 3 会期末までに審議される(同条)。まず監察・憲法委員会⁽⁵²⁾で審査が行われ、その報告を受けて本会議で審議・採決が行われる⁽⁵³⁾。本会議における可決には、総議員の 3 分の 2 以上の出席の下で 3 分の 2 以上の賛成が必要とされる(第 73 条・第 121 条)。改正案を修正議決することは認められていない⁽⁵⁴⁾。可決された改正案は、特段の定めがない限り、国王による公布を待たずに直ちに施行される⁽⁵⁵⁾。

なお、基本法はその原則・精神に反する改正の禁止を規定しているが(第 121 条)、当該規

(46) 政府による個人への介入には法的根拠がなければならないという原則。

(47) 同条は、福音ルター派キリスト教会 (evangelisk-luthersk kirke) がノルウェーの国民教会 (Norges folkekirke) であり、そのような存在として国の支援を受けることと、全ての宗教的共同体が同等の条件で支援されなければならないことを規定している。なお、2012 年までは、福音ルター派キリスト教が国の公教であることが基本法に規定されていた。

(48) 「防衛法」により、19～44 歳の国民 (1997 年より前に生まれた女性を除く。) が徴兵の対象となっている。Lov 12. august 2016 nr. 77 om verneplikt og tjeneste i Forsvaret m.m. (forsvarsloven). Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2016-08-12-77>>

(49) 基本法の改正に限らず、基本法に国民投票に関する規定はない。なお、特別法の制定によって諮問的国民投票が行われたことが、これまでに 6 回ある (スウェーデンとの同君連合の解消 (1905 年 8 月、可決)、デンマーク王室の王子の国王選出 (同年 11 月、可決)、酒類の禁止 (1919 年、可決)、酒類の禁止の継続 (1926 年、否決)、欧州経済共同体への加盟 (1972 年、否決)、欧州連合への加盟 (1994 年、否決))。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.1380.

(50) Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), p.73. もっとも、選挙で基本法改正案が争点となることは、まれである。“Stortinget og demokratiet,” 2023, p.14. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/brosjyrer---plakater/hovedbrosjyre-div-spraak---arkiv/2023/stortinget-og-demokratiet---bokmal.pdf>>

(51) 基本法に基本法改正案の提出権者に関する規定はなく、法律案の提出権者 (第 76 条) の類推適用による。1976 年以降、政府が基本法改正案を国会に提出した例はないが、政府やその諮問機関が作成した案を基に議員が改正案を提出した例はある。第 II 章 3(3) で紹介する事例がその一例である。“Rapport fra Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer,” Dokument 18 (2023-2024), 2023.10.2, pp.5-6, 12-14. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Dokumentserien/2023-2024/dok18-202324/>>

(52) Kontroll- og konstitusjonskomiteen. 常任委員会の 1 つ。委員会の審査は非公開で行われる。公聴会や意見募集が行われることもある。“Komitéarbeidet.” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Stortinget-og-demokratiet/Arbeidet/Saksbehandlingen-i-komiteene/>>

(53) “Om Grunnloven.” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Stortinget-og-demokratiet/Grunnloven/om-grunnloven/>>; “Rapport fra Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer,” *op.cit.*(51), p.6.

(54) “Rapport fra Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer,” *ibid.* 国会が議決する基本法改正案は、選挙の前に公示され、国民が意思を表明する機会を得た改正案と同一でなければならないということである。

(55) “Om Grunnloven,” *op.cit.*(53); *ibid.* なお、スウェーデンとの同君連合の開始及び解消の際の基本法改正 (1814 年 11 月及び 1905 年) は、基本法が規定する手続によらず、国会の通常の議決により行われた。その法的評価については、第 II 章 1(2) を参照。

定は、基本法の改正内容を法的に制限するものではないと解されている⁽⁵⁶⁾。

基本法の改正手続に関しては、国会議長団（議長・副議長）により設置された「基本法改正手続調査委員会」⁽⁵⁷⁾が見直しを提案する報告書を2023年に提出している。同報告書は、国会に提出された改正案が全てそのまま公示されるのでは、改正案の質が担保されず、国民が十分な情報に基づいて意思を表明することも困難であるとして、提出された改正案をまず国会が審議し、必要に応じて修正した上で、総議員の3分の2以上の出席の下で3分の1以上の賛成を得たもののみを公示することとする案を提示した⁽⁵⁸⁾。一方、同報告書について審議した監察・憲法委員会では、国会に提出された改正案を全て公示することは維持しつつ、提出された改正案をまず国会が審議し、必要に応じて修正した上で、総議員の3分の2以上の出席の下で3分の2以上の賛成を得たものを選挙後に可決すべきものとして勧告することとする案が多数の支持を得た⁽⁵⁹⁾。上記の2案に基づく基本法改正案が2024年9月にそれぞれ国会に提出されており⁽⁶⁰⁾、次の議会期（2025～2029年）に審議される予定である。

（ii）改正状況

基本法は、1814年の制定以来、160回以上⁽⁶¹⁾も改正が行われており、改正頻度は高い⁽⁶²⁾。

特に近年は、過去の平均を上回る頻度で改正が行われている。2014年以降に行われた基本法改正を表1に示す。2021～2025年の議会期には、前の議会期（2017～2021年）に国会に提出された40件の改正案⁽⁶³⁾が第3会期末までに審議され、5件が可決された。また、41件の改正案が同会期末までに提出されており⁽⁶⁴⁾、次の議会期（2025～2029年）に審議される予定である。

⁽⁵⁶⁾ “Rapport fra Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer,” *op.cit.*(51), pp.4-5; Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.1399-1400.

⁽⁵⁷⁾ Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer. 同委員会は、各主要政党の関係者と有識者によって構成された。“Rapport fra Utvalget til å utrede prosedyren for grunnlovsendringer,” *ibid.*, p.2.

⁽⁵⁸⁾ *ibid.*, pp.26-41.

⁽⁵⁹⁾ Innst. 445 S (2023-2024), 2024.6.13, pp.16-19. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2023-2024/inns-202324-445s/>>

⁽⁶⁰⁾ Dokument 12:14 (2023-2024), 2024.9.30. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2023-2024/dok12-202324-014/>>; Dokument 12:15 (2023-2024), 2024.9.30. *ibid.* <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2023-2024/dok12-202324-015/>>

⁽⁶¹⁾ Dag T. Hoelseth, “Endringer i Grunnloven,” 2014.1.22. Lovdata Website <https://lovdata.no/artikkel/endringer_i_grunnloven/1383>; Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.1370 によれば、1814年11月の改正の後、2014年に至るまでに改正が149回公布されている。2014年以降の改正については表1を参照。なお、基本法の改正回数の方数は一通りでなく、概算値として捉えることが適当であるという指摘がある。Mestad and Michalsen, eds., *ibid.*

⁽⁶²⁾ 吉川智「ノルウェー王国憲法とその特徴について」『日本政教研究所紀要』13号, 1989.1, p.78. 改正頻度を他国の現行憲法典と比較すると、ドイツ（1949年制定、67回改正）には及ばないが、アメリカ（1788年、18回）、イタリア（1947年、20回）、フランス（1958年、25回）より大幅に高い（改正回数は、井田敦彦「OECD諸国の憲法—憲法典の比較による概観—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1087号, 2020.2.25, p.4 <<https://doi.org/10.11501/11451853>> の記載回数にその後の改正回数を加算）。なお、憲法典の記述の詳細さが改正に影響するという指摘があるが（同, p.3参照）、基本法の分量（7,307語）を他国の現行憲法典と比べると、日本（4,998語）よりは多いが、アメリカ（7,762語）、フランス（10,180語）、イタリア（11,708語）、ドイツ（27,379語）よりは少ない（単語数は、“Constitution Rankings.” Comparative Constitutions Project Website <<https://comparativeconstitutionsproject.org/ccp-rankings/>> による。）。

⁽⁶³⁾ Dokument 12 (2019-2020). Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/dokumentserien/2019-2020/dok12-201920.pdf>>

⁽⁶⁴⁾ Dokument 12 (2023-2024). Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/dokumentserien/2023-2024/dok12-202324.pdf>>。

表1 2014年以降に行われた基本法改正

改正年月日	公布年月日	公布番号	内 容
2014.5. 6	2014.5. 9	613	条文の現代語化・2言語化
2014.5.13	2014.5.14*	628*	人権規定の体系的な整備・強化(49条・E章(92～113条)・F章(114～121条))
2015.6. 1	2015.6.12	623	裁判所の違憲審査権の成文化(89条)
2016.3.31	2016.4.22	404	地方自治の保障(49条)
2016.5.24	2016.6.10	615	ノルウェー銀行に関する規定の新設(33条)
2018.5. 8	2018.6. 1	788	国王の神聖性に関する規定の削除(5条)
2018.5. 8			条文の言語的修正(17条等)
2020.1. 7	2020.1.31	93	選挙人名簿への登録義務の免除に関する規定の追加(63条)
2020.5.14	2020.5.29	1085	軍事力の国内使用の制限に関する規定の移動(25・101条)
2020.5.14	2020.5.29	1086	裁判所の違法審査権の成文化(89条)
2020.5.14	2020.5.29	1087	公務員の宣誓義務の廃止(21条)
2020.5.14	2020.5.29	1088	ノルウェー銀行に関する規定の移動(33・120a条)
2022.6. 1	2022.6.22	1133	選挙制度の見直し(14・50・53～64・71・72条)
2022.6. 1			条文の言語的修正(17・49条)
2023.1.12	2023.1.27	92	聖職者の財産の保護に関する規定の削除(116条)
2023.5.15	2023.5.26	739	サーメの人々の先住民族としての地位の明記(108条)
2024.5.21	2024.6. 7	928	裁判所の独立の保障(86～88・90・91条)

* 当該公布はF章を構成する各条の条番号が未確定の状態で行われ、条番号の確定後に改めて公布が行われた(公布年月日2014.6.20、公布番号778)。
(出典)ノルウェーの議会・法令資料を基に筆者作成。

基本法は議員の選挙制度に関して詳細な規定を置いており⁽⁶⁵⁾、そのことが頻繁に改正が行われる一因となっている⁽⁶⁶⁾。しかし、現在の基本法を構成する122条⁽⁶⁷⁾のうち、制定時から一度も改正されていない条は13条⁽⁶⁸⁾だけであり、改正は基本法の全体にわたって広範に行われてきたと言える。

19世紀初頭に制定された基本法の大枠を変えない一方で、条文の改正を頻繁に行ってきたことについては、イデオロギー的な要素をできるだけ排除しつつ、現実の国家・社会問題に対応していくというノルウェー人の国民性が影響しているという見方がある⁽⁶⁹⁾。また、改正によって条文を現代的・同時代的な内容に更新し、社会から遊離することを防いできたことが、基本法を世界でも例外的に長く持続している憲法典とした要因であるという指摘がある⁽⁷⁰⁾。

なお、ノルウェーでは不文の憲法慣習も憲法規範として重要な位置を占めてきたが⁽⁷¹⁾、近年、重要な憲法慣習を成文化する基本法改正が相次いで行われている(議院内閣制の成文化(2007年。本章2(2)参照)、違憲審査権の成文化(2015年。本章2(3)参照)など)。

(65) ケネス・盛・マツケルウェイン『日本国憲法の普遍と特異—その軌跡と定量的考察—』千倉書房, 2022, p.65は、各国憲法の中で選挙制度について細かく規定しているものの例として基本法を挙げている。

(66) 吉川 前掲注(62), p.84. 条単位で改正の件数を数えると、選挙制度に関する条(第50条～第63条)の改正が全体の約3分の1を占めるとされる。Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.1371.

(67) 現在の基本法は第1条～第121条で構成されるが、枝番号の条が1条(第120a条)あるため、条数は122条である。

(68) Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.1370は改正されていない条として15条を挙げているが、そのうち2条(第91条・第116条)はその後に改正された。なお、条文の現代語化・2言語化・言語的修正や、単なる条の移動は改正に含めていない。

(69) 吉川 前掲注(62), p.85.

(70) Ginsburg and Melton, *op.cit.*(10), pp.15-18.

(71) Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), pp.46-47.

II 緊急事態法制の概要と動向

各国憲法の緊急事態条項では、その発動の法的効果として、憲法上の機関における権限配分の変更や、通常時と異なる人権の制限を規定するものが多い⁽⁷²⁾。また、緊急事態における議会の機能の維持に関連して、緊急事態の間に議員の任期が満了する場合の任期の延長（選挙の延期）について規定する例が見られる⁽⁷³⁾。

本章では、憲法に緊急事態条項がないノルウェーにおいて、上記の3点に関する法制度がどのように構成され、また、議論されているかを紹介する。

1 権限配分の変更

緊急事態における権限配分の変更の代表的なものとして、行政府への、法律の効力を有する命令（緊急命令）を発令する権限の付与が挙げられる⁽⁷⁴⁾。

ノルウェーでは、第二次世界大戦期に国会が活動を停止し、政府が基本法を逸脱する立法行為を行った（(1) 参照）。戦後、そうした行為は不文の法理である憲法的緊急権に基づく行為であったと解され（(2) 参照）、その理解も踏まえ、戦争等の場合における憲法的緊急権の内容を成文化した規定等を含む有事準備法が制定された（(3) 参照）。

2019年、戦争以外の緊急事態における政府への権限委任等について規定する危機委任法案を政府の諮問委員会が提示したが、多くの疑問や懸念が寄せられた（(4) 参照）。2020年には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に際し、コロナ法が時限立法として制定された。同法は、政府が特定の法律を逸脱する暫定規則を発令できること、国会はその規則の施行を事前に止められることなどを規定していた（(5) 参照）。

なお、財政における権限配分の変更に関しては、国会規則である「予算規則」⁽⁷⁵⁾に、政府による緊急支出に関する規定がある⁽⁷⁶⁾。

(1) 第二次世界大戦期の政府の立法行為

第二次世界大戦において、ノルウェーは1940年から1945年までドイツの占領下に置かれた。ドイツの侵攻を受けた1940年4月、国会は、政府に対し、国会を再開できるようになるまでの間、国の安全と将来のために必要な決定を国会と政府を代表して行う権限を付与するという決定（いわゆる「エルヴェルム委任」⁽⁷⁷⁾）を行い、活動を停止した。以後、立法行為は政府によって担われることとなり、同年6月には、ロンドンに脱出した国王の下に亡命政府が樹立された。

(72) 越田 前掲注(1), p.17.

(73) 同上, pp.30-32.

(74) 同上, p.19.

(75) Bevilgningsreglementet 26. mai 2005 nr. 876. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/STV/forskrift/2005-05-26-876>>

(76) 予見し難い経費が発生して予算が不足する場合、政府は1000万クローネ（1億3845万円）を上限として支出を行うことができるが、さらに、緊急の場合は、これを超える額の支出を行うことができる（予算規則第11条）。後者の場合は、追加予算案をできるだけ速やかに国会に提出するとともに、国会が同案について決定を行うまでは支出を厳密に必要なものに限らなければならない（同条）。邦貨換算は、報告省令レート（2024年12月分）による（1クローネ＝13.845円）。

(77) Elverumsfullmakten. ドイツ軍を避けてエルヴェルム（Elverum、オスロの北に位置する都市）で開催された会議において決定が行われたことから、このように呼ばれる。

大戦期の政府の立法行為は、主に暫定命令（provisorisk anordning）の発令により行われた⁽⁷⁸⁾。基本法は、国会が集会していない間、国王が、憲法及び法律に反しない範囲で、通商・関税・産業・公的規制に関し、次の国会まで⁽⁷⁹⁾暫定的に効力を有する命令（暫定命令）を発令できることを規定している（第17条）⁽⁸⁰⁾。しかし、大戦期に発令された暫定命令の中には、既存の法律を変更するなど、同条が定める要件を明らかに逸脱するものもあった。それではエルヴェルム委任がそうした暫定命令の法的根拠になるかと言えば、エルヴェルム委任自体にも、通常であれば明らかに違憲となるような全面的な権限委譲を行ったものという問題があった⁽⁸¹⁾。

(2) 憲法的緊急権

大戦期の政府の立法行為に関して、戦後、最高裁判所は、ドイツの侵攻により、政府に立法的内容の規定を発令する権限がなければ国益を守ることができない状況が生じており、国王は国益を守るために必要な措置をとる権限を有していた、という判断を示した⁽⁸²⁾。

そうした判断も踏まえ、大戦期に政府が行った基本法を逸脱する立法行為は、憲法的緊急権（konstitusjonelle nødrett）に基づく行為であったと解されている⁽⁸³⁾。

緊急権（nødrett）⁽⁸⁴⁾は、通常であれば違法となる行為を緊急事態において合法化する法理である⁽⁸⁵⁾。緊急権の法理は様々な法分野に存在するとされ⁽⁸⁶⁾、憲法的緊急権は、憲法の分野における緊急権、すなわち、通常であれば違憲となる行為⁽⁸⁷⁾を緊急事態において合憲化する法理を意味する⁽⁸⁸⁾。憲法的緊急権は基本法を補う不文の法理であり、両者は共に憲法体系（forfatningssystem）を構成する要素であって、憲法的緊急権によって正当化される行為は、た

(78) 1940年4月から国会が再開された1945年6月までに、175件以上の暫定命令が発令された。Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), p.314.

(79) 次に開会する国会の閉会までを意味すると解されている。 *ibid.*, pp.314-315.

(80) 暫定命令は、基本法の制定時に国会の開会期間が短かった（原則として3年に1回、3か月を上限として開会することとされていた。）ことを背景として設けられた制度であるとされる。緊急の必要があることは発令の要件となっていない。近年は、国会がほぼ年間を通じて開会しているため、発令は夏季の休会期間中などに限られ、発令件数は平均年1件に満たない。内容は、労働争議の強制仲裁を行うものが多い。そのほかには、死亡事故が発生した絶壁からのパラシュート降下の禁止（1986年）、国際連合安全保障理事会の決議に基づくテロ資金供与の禁止措置の実施（2001年）等の例がある。 *ibid.*, pp.307-308; Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), pp.259, 271-272.

(81) Frede Castberg, “Konstitusjonell nødrett,” Dokument nr.2 (1953), 1953.1.22, pp.7, 9-10. Stortinget.no Website <https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Stortingsforhandlinger/Lesevisning/?p=1953&paid=5&wid=a&psid=DIVL44&pgid=a_0009>; Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), pp.314, 662.

(82) Castberg, *ibid.*, pp.9-10.

(83) *ibid.*; Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), p.662; Beredskapshjemmelutvalget, “Når krisen inntreffer,” NOU 2019: 13, 2019.6.14, pp.78-79. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-2019-13/id2654109/>>

(84) nødrett は、英語で necessity（必要性）と訳されることもあるが、ドイツ語の Notrecht（緊急権）に近い語であることから、本稿では「緊急権」の訳語を当てた。Tormod Otter Johansen, “Constitutional necessity in Norway and Sweden,” 2014.3.27, p.9. Det juridiske fakultet, Universitetet i Oslo Website (Internet Archive) <<https://web.archive.org/web/20170412224347/https://www.jus.uio.no/english/research/news-and-events/events/conferences/2014/wccl-cmdc/wccl/papers/ws15/w15-johansen.pdf>>

(85) Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), p.659; Beredskapslovutvalget, “Beredskapslovgivningen i lys av endrede forsvars- og sikkerhetspolitiske rammebetingelser,” NOU 1995: 31, 1995.10.13, p.31. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-1995-31/id140445/>>; Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), pp.81-82.

(86) 例えば刑法の分野では、緊急避難が緊急権に基づく行為であるとされる。Andenæs and Fliflet, *ibid.*; Beredskapshjemmelutvalget, *ibid.*, p.82.

(87) 通常であれば違憲となる行為には、基本法に反する行為のほかに、憲法慣習に反する行為も含まれる。“Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” Dokument 16 (2011-2012), 2011.12.19, p.91. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Dokumentserien/2011-2012/dok16-201112/>>

(88) Castberg, *op.cit.*(81), p.23; Beredskapslovutvalget, *op.cit.*(85); Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83)

とえ基本法の文言に反していても違憲ではないとされる⁽⁸⁹⁾。

憲法的緊急権の適用の可否は、緊急事態が現に存在し、通常の規則に従うならば重大な利益が損なわれることを前提とした上で、通常の規則を逸脱する行為を行うことにより保護される利益と損なわれる利益を比較衡量して、個別に判断する必要があるとされる。また、憲法的緊急権に基づく行為は、状況に対処するために必要な範囲を超えることができないほか、憲法の本質にのっとったものでなければならないとされる⁽⁹⁰⁾。憲法的緊急権の適用の是非は、司法審査の対象となる⁽⁹¹⁾。

エルヴェルム委任も、憲法的緊急権に基づく行為であったと解されている。もっとも、大戦期の政府の立法行為を憲法的緊急権に基づく行為と解するのであれば、エルヴェルム委任は法的には必要のない行為であったということになる。他方で、エルヴェルム委任は、国王・政府の政治的立場を国内的・対外的に強化する意義があったと評価されている⁽⁹²⁾。

上記の大戦期の行為に加え、基本法が規定する手続によらずに行われた1814年11月及び1905年の基本法改正（スウェーデンとの同君連合の開始及び解消の際の基本法改正）も、憲法的緊急権に基づく行為であったと解されている⁽⁹³⁾。そのような国の保全や存続に関わる危機に対応してきたことが、ノルウェーにおいて憲法的緊急権の法理が憲法体系の構成要素として発展した歴史的要因として挙げられている⁽⁹⁴⁾。

(3) 有事準備法

大戦期の経験を踏まえ、1950年、戦争等の場合における政府の権限等について規定する「戦争、戦争の危険及びこれらに類する状況における特別措置に関する法律」（有事準備法）⁽⁹⁵⁾が制定された。本項では、同法の内容を権限配分の変更に関する部分を中心に紹介する。なお、これまでに同法が適用された事例はない⁽⁹⁶⁾。

(i) 戦争により国会が活動できない場合の政府の権限

有事準備法第1条は、戦争により国会が活動できない場合、国王が国益を守るために必要なあらゆる決定を行うことを規定する。これにより国王が発令する立法的内容の規定は、次に開会する国会の閉会時に失効する（第2条）。

同法第1条は、エルヴェルム委任の内容を成文化したものとされる。エルヴェルム委任は、通常であれば違憲となる行為を憲法的緊急権に基づいて行ったものと解されている（本章1(1)・(2)参照）。したがって、同条も通常であれば違憲となる行為を規定したものであり、その行為

⁸⁹⁾ Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), pp.660-661; Castberg, *ibid.*, p.14; Innst. O. XV. (1950), 1950.11.27, p.15. Stortinget.no Website <https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Stortingsforhandlinger/Lesevisning/?p=1950&paid=6&wid=b&psid=DIVL1180&pgid=b_0535>

⁹⁰⁾ 例えば、刑事罰の遡及や国民の思想の強制的な統一を行うことはできないと言われる。Castberg, *ibid.*; “Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” *op.cit.*(87)

⁹¹⁾ Castberg, *ibid.*, pp.18-23; Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), pp.661-662; Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), p.79; Innst. O. XV. (1950), *op.cit.*(89), pp.15-16.

⁹²⁾ Castberg, *ibid.*, pp.7, 9-10; Andenæs and Fliflet, *ibid.*, p.662.

⁹³⁾ Castberg, *ibid.*, p.4; Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83)

⁹⁴⁾ Johansen, *op.cit.*(84), p.21.

⁹⁵⁾ Lov 15. desember 1950 nr. 7 om særlige rådgerder under krig, krigsfare og liknende forhold [beredskapsloven]. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1950-12-15-7>> 越田 前掲注(1), p.35 では「準備法」の訳語を当てたが、より分かりやすい訳語に改めた。

⁹⁶⁾ Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), p.115.

を法的に正当化するのには憲法的緊急権という不文の法理であって、有事準備法という法律ではない。そのため、同条は法的というより心理的・政治的な意義を有する規定であると言われていいる。具体的には、戦争の際、国会がエルヴェルム委任のような行為を行わずに活動を停止する可能性もあることから、あらかじめ同様の内容を法律に規定しておくことにより、国王・政府の立場を対外的に強化することなどが意図されている⁽⁹⁷⁾。

(ii) 戦争等の場合において緊急の必要があるときの政府への権限委任

有事準備法第3条は、戦争、戦争の危険又は国の独立・安全に対する脅威がある場合において、緊急の必要があるときは、国王⁽⁹⁸⁾が、国の安全、公共の秩序、公衆衛生及び物資の供給を確保するために立法的内容の規定を発令できることを規定する。その立法的内容の規定は、必要に応じて法律を逸脱することができる（同条）。当該規定は、次に開会する国会の閉会時に失効する（第4条）。

同法第3条は、同法第1条より広範な状況において、国王が立法的内容の規定を発令できることを規定している。同法第3条による立法的内容の規定の発令は、大半の場合は基本法が許容する委任立法の範囲に入ると考えられているが、法律を逸脱する内容の規定を発令するような場合には、基本法に反することとなる。後者については、理論上、憲法的緊急権によって正当化されることが必要となるが、同条の規定は、同条が規定する条件を満たす発令について、正当化されるという推定を生じさせるものである⁽⁹⁹⁾という指摘がある⁽¹⁰⁰⁾。

(iii) 戦争等の場合における人権の制限等

このほか、有事準備法は、軍による戦地の行政の管掌（第6条）や、戦争等の場合における刑事事件の処理や財産収用の特例（第7条～第17条）についても規定している。後者は人権の制限に関係するが、その中には、基本法に抵触し、憲法的緊急権によって正当化されることが必要な場合があると指摘されているものもある（収用に対する補償の特例等）⁽¹⁰¹⁾。

なお、政府が国会に提出した有事準備法案には、人権の制限に関する規定として、戦争等の場合における行政拘禁や検閲に関する規定も含まれていた。しかし、それらを明記した法律を制定することは、それらの非日常的な性格を弱める心理的効果を生み、濫用のおそれを高めかねないとして、国会審議の過程で削除された⁽¹⁰²⁾。

(iv) 関連法規

有事準備法は、国際的性格を有しない危機には適用されない⁽¹⁰³⁾。ただし、感染症の流行に関しては、同法第3条に準じた規定が「感染症に対する防護に関する法律」（感染症防護法）⁽¹⁰⁴⁾

⁽⁹⁷⁾ Innst. O. XV. (1950), *op.cit.*(89), p.16; Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), p.663.

⁽⁹⁸⁾ 一定の場合には、地方行政機関も同様の権限を行使することができる（有事準備法第5条）。

⁽⁹⁹⁾ 逆に、同条が規定する条件を満たさない発令については、例外的な場合に限って正当化されることになると言われる。Dokument nr.11 (1950), pp.5-6. Stortinget.no Website <https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Stortingsforhandlinger/Lesevisning/?p=1950&paid=5&wid=a&psid=DIVL342&pgid=a_0191>

⁽¹⁰⁰⁾ Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), pp.80, 100; Beredskapslovutvalget, *op.cit.*(85), pp.38-39; *ibid.*, pp.5-6, 9, 32.

⁽¹⁰¹⁾ “Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” *op.cit.*(87), p.92.

⁽¹⁰²⁾ Innst. O. XV. (1950), *op.cit.*(89), p.16.

⁽¹⁰³⁾ Beredskapslovutvalget, *op.cit.*(85), p.53; Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), p.80.

⁽¹⁰⁴⁾ Lov 5. august 1994 nr. 55 om vern mot smittsomme sykdommer [smittevernloven]. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1994-08-05-55>>

に置かれている。同法第 7-12 条は、危険な感染症の流行が公衆衛生を脅かす場合又はそのおそれがある場合において、緊急の必要があるときは、国王が、公衆衛生を確保するために立法的内容の規定を発令できることを規定する。その立法的内容の規定は、必要に応じて法律を逸脱することができる（同条）⁽¹⁰⁵⁾。COVID-19 の流行の際は、同条に基づく立法的内容の規定が発令された⁽¹⁰⁶⁾。

(4) 危機委任法の検討

(i) 緊急事態権限委員会の提案

2015 年の欧州難民危機⁽¹⁰⁷⁾では、ノルウェーにも大量の難民が流入し、戦争以外でも既存の法律では迅速に対応し難い異常な状況が発生し得ると認識される契機となった。2018 年、政府は、戦争以外の緊急事態における政府への権限委任及び権利の制限について調査を行う「緊急事態権限委員会」⁽¹⁰⁸⁾を設置した。同委員会は、憲法的緊急権が適用されるには至らない状況を想定して⁽¹⁰⁹⁾調査を行い、2019 年 6 月に提出した報告書において、次のような検討結果を報告した⁽¹¹⁰⁾。

- ① 政府による個人への介入には法的根拠が必要とされる（基本法第 113 条）。緊急事態において必要となる措置をあらかじめ全て把握し、法律で定めておくことは不可能であることから、緊急事態では、不文の法理である行政法的緊急権（forvaltningsrettslig nødrett）を法的根拠として措置をとる場合がある。
- ② 行政法的緊急権の実質的内容を定義することはできないが、その行使の枠組みを法律で規定することにより、政府による行政法的緊急権の行使に影響を与え、民主的統制や法的安定性⁽¹¹¹⁾を強化することができると考えられる。
- ③ このため、異常な危機的状況において、現行法では適切に対処できず、かつ、国会の通常の手続により必要な法整備を行う時間的余裕がないときは、政府が、基本法に適合する範囲において、法律を逸脱し、又は権利を制限する暫定規則（midlertidig forskrift）を分野横断的に発令できることを、法律で規定することが適当である。
- ④ 法律に規定された権限を行使することは、不文の法理である行政法的緊急権を行使することより容易である可能性がある。濫用を防ぐため、暫定規則については、国会が投票の 3 分の 1 以上の賛成により廃止できること、存続期間に上限があること、司法審査の対象となることを明確にすることが適当である。

以上の検討結果に基づき、緊急事態権限委員会は、その報告書において「異常な危機における特別委任に関する法律」（危機委任法）⁽¹¹²⁾案を提示した⁽¹¹³⁾。その主な規定を表 2 に掲げる。

⁽¹⁰⁵⁾ 立法的内容の規定の失効等について、有事準備法の規定が準用される（感染症防護法第 7-12 条）。

⁽¹⁰⁶⁾ 後掲注⁽¹¹⁵⁾参照。

⁽¹⁰⁷⁾ 深刻な政情不安に陥ったシリアなどからの難民が、2015 年にヨーロッパに大量に流入した事態をいう。

⁽¹⁰⁸⁾ Beredskapshjemmelutvalget。同委員会は、大学教授、行政官僚、地方自治体の長等によって構成された。Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), p.9.

⁽¹⁰⁹⁾ 戦争以外の緊急事態においても、憲法的緊急権が適用される状況が生じる可能性はある。Beredskapslovutvalget, *op.cit.*(85), p.53.

⁽¹¹⁰⁾ Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), pp.9-10, 81-83, 99-115.

⁽¹¹¹⁾ 法の制定・改廃・適用を安定的に行い、ある行為がどのような法的効果を生ずるかが予見可能な状態をいい、人々の法秩序に対する信頼を保護する原則とされる。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第 5 版』有斐閣、2020, p.1062.

⁽¹¹²⁾ Lov om særlige fullmakter ved ekstraordinære kriser (krisefullmaktsloven)

⁽¹¹³⁾ Beredskapshjemmelutvalget, *op.cit.*(83), p.126.

表2 緊急事態権限委員会が提示した危機委任法案（抜粋）

<p>第1条（目的）この法律は、重要な社会機能その他の重要な社会的利益を守るために、異常な危機への適切かつ効果的な対処を促進することを目的とする。</p> <p>第3条（異常な危機）この法律において「異常な危機」とは、大規模な自然災害、テロ行為、感染症の流行、複合的事象等の重大な事象の発生により、重要な社会機能その他の重要な社会的利益が脅かされる状況をいう。</p> <p>第4条（規則への委任）異常な危機の場合において、現行法では状況に対処できず、かつ、緊急の必要があるときは、国王は、法令を補完し、補足し、又は逸脱する暫定規則を発令することができる。</p> <p>② 暫定規則は、危機に対処するために必要な範囲を超えることはできない。</p> <p>③ 暫定規則は、基本法を逸脱することはできない。権利の制限は、基本法及び人権法によりノルウェー法として適用される条約に適合する範囲に限り、行うことができる。</p> <p>第5条（存続期間）暫定規則は、期間を限って発令され、その上限は6か月とする。暫定規則を反復し、又は更新することはできない。</p> <p>第6条（国会への通知）暫定規則は、できるだけ速やかに国会に通知されるものとし、10日以内に通知されない場合は、効力を失う。</p> <p>② 国会は、いつでも、3分の1以上の賛成により、暫定規則の廃止を議決することができる。</p> <p>第7条（暫定規則の施行期日）暫定規則は、国王が定める日から施行する。</p>
--

（出典）Beredskapshjemmelutvalget, “Når krisen inntreffer,” NOU 2019: 13, 2019.6.14, p.126. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-2019-13/id2654109/>> を基に筆者作成。

（ii）緊急事態権限委員会の提案に対する意見

緊急事態権限委員会の報告書に対しては、2019年12月まで行われた意見募集において、多くの疑問や懸念が寄せられた。その主な内容は次のとおりである⁽¹¹⁴⁾。

- ① 行政法的緊急権の概念が不明確であり、法的根拠として十分でない。例えば、政府が法律を逸脱する暫定規則を発令できるとすることは、基本法に反し、憲法的緊急権によるものでなければ正当化できないのではないか。
- ② 行政府と立法府の権限の境界を変更するものであり、基本法の改正により行うべき内容でないか。
- ③ 緊急事態では権利の制限が広範に認められることとなり、人権の保護が大きく後退する。
- ④ 国会の少数派に暫定規則を廃止する権限を認めることは、政府の危機対応を阻害するおそれがある。また、多数決を前提とする基本法に適合するか、疑問がある。
- ⑤ 暫定規則を発令できる分野から司法分野が除外されていないため、政府が司法に介入するおそれがある。
- ⑥ 緊急事態において分野横断的に暫定規則を発令する権限を政府に認めることは、政府の当該権限への依存を生み、個別分野において緊急事態に備えるための法整備を関係者と調整して進める取組の停滞を招きかねない。

(114) “Høring - NOU 2019: 13 Når krisen inntreffer,” 2019.8.22. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/horing---nou-2019-13-nar-krisen-inntreffer/id2666172/?showSvar=true&consterm=&page=1&isFilterOpen=true>> に掲載されている弁護士会（Advokatforeningen）、社会安全・準備庁（Direktoratet for samfunnssikkerhet og beredskap）、幕僚大学（FHS Stabsskolen）、地方自治体協会（Kommunesektorens organisasjon. 地方自治体の代表機関）、ノルウェー人権機関（Norges Institusjon for menneskerettigheter. 人権の促進と擁護を任務とする国家機関）及びアイヴィン・スミス（Eivind Smith）オスロ大学教授の各提出意見を基に整理した。

(5) コロナ法

(i) 政府提出案

緊急事態権限委員会の報告書に対する意見募集が終わって間もなく、2020年初頭からCOVID-19の世界的な流行が始まった。ノルウェーでも、同年3月に入って感染者が急増し、教育機関の閉鎖、飲食店の営業の原則禁止、外国人の入国の原則禁止等の措置が次々に実施された⁽¹¹⁵⁾。

さらに、政府は、目下の危機的状況において現行法の下で必要な措置を実施していくことは困難であるとして、法律を逸脱する暫定規則を発令する権限を政府に認める「COVID-19の流行の影響を軽減するための規則の権限等に関する暫定措置法」(コロナ法)⁽¹¹⁶⁾案⁽¹¹⁷⁾を、2020年3月18日に閣議で承認し、国会に提出した。同案は、緊急事態権限委員会が提示した危機委任法案を基に、COVID-19の影響を軽減するために必要な場合に暫定規則を発令できるとし、6か月の時限立法とする等の変更を加えたものであった。その主な規定を表3に掲げる。

表3 コロナ法案(政府提出案)(抜粋)

<p>第1条(目的) この法律は、COVID-19の流行による正常な社会機能の混乱を抑え、住民、経済活動、公共部門その他の社会への悪影響を軽減するために必要な、適切かつ効果的な措置を促進することを目的とする。</p> <p>第2条(規則の権限) 国王は、暫定規則において、この法律の目的を達成するために必要な範囲で、現行法令を補完し、補足し、又は逸脱することができる。</p> <p>② 暫定規則は、基本法を逸脱することはできない。権利の制限は、基本法及び人権法に適合する範囲に限り、行うことができる。</p> <p>第4条(暫定規則の施行期日及び存続期間) 暫定規則は、当該規則に別段の定めがない限り、直ちに施行する。</p> <p>② 暫定規則は、限られた期間のみ適用することができる。</p> <p>第5条(国会への通知) 暫定規則は、公布後できるだけ速やかに国会に通知されるものとする。</p> <p>② 国会は、いつでも、3分の1以上の賛成により、暫定規則の全部又は一部の廃止を議決することができる。</p> <p>第6条(施行期日及び廃止) この法律は、直ちに施行する。</p> <p>② この法律は、施行の6か月後に廃止される。</p>

(出典) Prop. 56 L (2019-2020), 2020.3.18. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop-56-l-20192020/id2694040/>> を基に筆者作成。

(ii) 政府提出案に対する有識者の意見

コロナ法案を審査する「コロナ危機に関する特定案件に関する特別委員会」⁽¹¹⁸⁾(以下「コロナ特別委員会」という。)は、2020年3月19日、有識者⁽¹¹⁹⁾に対して翌20日の正午までに政

⁽¹¹⁵⁾ Koronakommisjonen, "Myndighetenes håndtering av koronapandemien," NOU 2021: 6, 2021.4.14, p.129. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-2021-6/id2844388/>> 外国人の入国の原則禁止は、感染症防護法第7-12条(本章1(3)(iv)参照)に基づく立法的内容の規定の発令により行われた。Forskrift 15. mars 2020 nr. 293 om bortvisning mv. av utlendinger uten oppholdstillatelse i riket av hensyn til folkehelsen. Lovdata.no Website <<https://lovdata.no/dokument/SFO/forskrift/2020-03-15-293>>

⁽¹¹⁶⁾ Midlertidig lov om forskriftshjemmel for å avhjelpe konsekvenser av utbrudd av Covid-19 mv. (koraloven)

⁽¹¹⁷⁾ Prop. 56 L (2019-2020), 2020.3.18. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop-56-l-20192020/id2694040/>>

⁽¹¹⁸⁾ Den særskilte komité for å behandle spesielle saker vedrørende koronakrisen

⁽¹¹⁹⁾ ハンス・ペター・グラヴァー(Hans Petter Graver) オスロ大学教授、スミス教授(前掲注④参照)、ベネディクテ・モルトゥミル・ホグバルグ(Benedikte Moltumyr Høgberg) オスロ大学教授(緊急事態権限委員会の元委員長)、エイリク・ホルモイヴィク(Eirik Holmøyvik) ベルゲン大学教授、テリエ・アイナーセン(Terje Einarsen) 同大学教授、弁護士会、ノルウェー裁判官協会(Den norske dommerforening)及びノルウェー人権機関の計5人・3機関。

府提出案に対する意見を提出するよう要請した⁽¹²⁰⁾。政府提出案が危機委任法案を基にしたものであったこともあり、有識者から提出された意見では、政府提出案に対して多くの疑問や懸念と改善案が示された⁽¹²¹⁾。その主な内容は次のとおりである。

- ① COVID-19の流行に関連している限り、実質上、無制限に政府が立法行為を行うことを認めるものであり、基本法が許容する委任立法の範囲を超えているのではないかと。暫定規則を発令できる分野・目的を狭めるとともに、国会が法整備を行う時間的余裕がないときに限り、暫定規則を発令できるとすべきである。
- ② 政府が法律を逸脱する暫定規則を発令できるとする法的根拠が明らかでなく、違憲の疑いがある。
- ③ 政府が暫定規則を国会に通知する際、その正当性を説明しなければならないことを規定すべきである。
- ④ 国会が暫定規則の施行を事前に止められるようにすべきである。
- ⑤ 国会の少数派に暫定規則を廃止する権限を認めることが基本法に適合するか、疑問がある。この疑問を解消するとともに、国会の対応を迅速化する方法として、国会の少数派が暫定規則に賛成しない旨を表明した場合に、政府に当該規則を廃止する義務を負わせる構成とすることが考えられる。
- ⑥ 司法の独立に干渉してはならないこと、暫定規則が司法審査の対象となること、訴訟を提起する権利は制限されないことを規定すべきである。
- ⑦ 法律の有効期間を短縮し、国会が早期に延長の要否を判断することとすべきである。

(iii) コロナ特別委員会案の取りまとめとコロナ法の成立

コロナ特別委員会は、有識者から提出された意見も踏まえて集中的な審査を行い、2020年3月21日、政府提出案を大幅に修正した案（以下「コロナ特別委員会案」という。）を取りまとめた⁽¹²²⁾。コロナ特別委員会案の主な規定を表4に掲げる。

表4 コロナ法案（コロナ特別委員会案）（抜粋）

<p>第1条（目的）この法律は、COVID-19の流行による<u>主要な社会機能の混乱を抑え、住民、経済活動、公共部門その他の社会への悪影響を軽減するために必要な、適切かつ効果的で比例的な措置を促進</u>することを目的とする。</p> <p>② この法律は、<u>国会の通常の立法手続により目的を達成できる場合には、適用しない。</u></p> <p>第2条（規則の権限）国王は、暫定規則において、この法律の目的を達成するために必要な範囲で、<u>次に掲げる法律を補完し、補足し、又は逸脱することができる。</u> <u>[62 法律の列記の記載を省略]</u></p> <p>② 暫定規則は、<u>基本法を逸脱することはできない。権利の制限は、基本法、人権法及び国際法に基づくノルウェーの義務に適合する範囲に限り、行うことができる。</u></p> <p>第4条（暫定規則の施行期日及び存続期間）暫定規則は、<u>国会が当該規則を廃止しない限り、国会が当該規則を</u>書面で通知された日の翌日から施行する。</p>

⁽¹²⁰⁾ Innst. 204 L (2019-2020), 2020.3.21, p.9. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2019-2020/inns-201920-2041/>>

⁽¹²¹⁾ “Vurderinger og innspill til Midlertidig lov om forskriftshjemmel for å avhjelpe konsekvenser av utbrudd av Covid-19 mv (koronaloven).” Stortinget.no Website <https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/korona/vurderinger_og_innspill.pdf>

⁽¹²²⁾ Innst. 204 L (2019-2020), *op.cit.*(⁽¹²⁰⁾), pp.11-13.

- ② 暫定規則は、限られた期間のみ適用することができ、この法律が適用を終了する時に失効する。
- 第5条（国会への通知）暫定規則は、公布後直ちに国会に書面で通知されるものとする。
- ② 国会の総議員の3分の1以上が、暫定規則の全部又は一部を支持できない旨を、国会の定める手続に従って書面で表明したときは、国王は、該当する規定を直ちに廃止する義務を負う。当該規則に係る廃止の決定は、前項の規定に従って国会に通知されるものとする。
- 第6条（司法審査）暫定規則は、当該規則に基づいて行われた決定に関する訴訟を提起する権利を制限することはできない。当該訴訟において、裁判所は、当該決定と当該規則の合法性を共に審査することができる。
- 第7条（施行期日及び廃止）この法律は、直ちに施行し、施行の1か月後に廃止される。

（注）下線部は政府提出案からの実質的な修正箇所を示す。[] 内は筆者補記。

（出典）Innst. 204 L (2019-2020), 2020.3.21, pp.11-13. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2019-2020/inns-201920-204/>> を基に筆者作成。

表4に掲げた規定のうち、下線部が政府提出案からの実質的な修正箇所である。

第1条・第2条の修正は、暫定規則を発令できる要件や分野を厳格化したもので、前項で紹介した有識者の意見の①が反映されている。特に発令できる分野に関しては、逸脱等を行える法律を限定列举することで明確な限定が行われた。

第4条・第5条の修正は、国会が暫定規則の施行を事前に止められるようにするとともに、その手続を見直したもので、有識者の意見の④・⑤が反映されている。

さらに、第6条の追加（司法審査に関する規定の追加）や、第7条（政府提出案では第6条）の修正（法律の有効期間の短縮）も、有識者の意見の⑥⁽¹²³⁾や⑦を反映したものとなっている。

このように、コロナ特別委員会が行った修正の多くは、有識者から提出された意見を反映したものであった。

2020年3月21日、コロナ特別委員会は審査の報告を行い、コロナ特別委員会案の可決を勧告した⁽¹²⁴⁾。同案は、本会議において同日及び同月24日に共に全会一致で可決され⁽¹²⁵⁾、同月27日に「COVID-19の流行の影響を軽減するための規則の権限等に関する暫定措置法」（コロナ法）⁽¹²⁶⁾が公布・施行された。

(iv) コロナ法の運用

コロナ法は施行の1か月後に廃止されることになっていたが（同法第7条）、2020年4月の同法改正⁽¹²⁷⁾によって1か月延期され、同年5月27日（施行の2か月後）に廃止された。

コロナ法の有効期間中、同法に基づき、32件の暫定規則が発令された⁽¹²⁸⁾。政府は、コロナ法に基づいて行われた措置はそれほど大きく個人に介入するものではなかったとしている⁽¹²⁹⁾。

⁽¹²³⁾ 有識者の意見の⑥の一部（司法の独立への不干渉を規定すること）は、コロナ法の施行後の改正（本章1(5)(iv)参照）に反映された。

⁽¹²⁴⁾ Innst. 204 L (2019-2020), *op.cit.*(120), pp.11-13.

⁽¹²⁵⁾ “Midlertidig lov om forskriftshjemmel for å avhjelpe konsekvenser av utbrudd av Covid-19 mv. (koraloven).” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Saker/Sak/?p=79229>> 法律案が成立するためには、一度可決された後、その3日後以降に再び同じ内容で可決される必要がある（第I章2(2)参照）。

⁽¹²⁶⁾ Midlertidig lov 27. mars 2020 nr. 17 om forskriftshjemmel for å avhjelpe konsekvenser av utbrudd av Covid-19 mv. (koraloven). Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NLO/lov/2020-03-27-17>>

⁽¹²⁷⁾ Lov 24. april 2020 nr. 34 om endringer i midlertidig lov om forskriftshjemmel for å avhjelpe konsekvenser av utbrudd av Covid-19 mv. (koraloven). Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/LTI/lov/2020-04-24-34>>

⁽¹²⁸⁾ Koronakommisjonen, *op.cit.*(115), p.298. このうち、新たに暫定規則を制定するものは21件であり、残りの11件はそれらにより制定された暫定規則を改正するものであった。Prop. 76 L (2019-2020), 2020.4.17, pp.6-7. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop.-76-l-20192020/id2697885/>>

⁽¹²⁹⁾ Prop. 76 L (2019-2020), *ibid.*, p.11. 大きく個人に介入する措置は、主に感染症防護法に基づいて行われたという。

具体的には、裁判の遠隔審理の拡大、株主総会等の遠隔開催の容認、教育施設の閉鎖等に伴う関係法令の適用の調整、運転免許証の有効期間の延長、矯正施設における面会の制限、収入を失った自営業者等への補償給付等がコロナ法に基づく暫定規則によって行われた⁽¹³⁰⁾。

5件の暫定規則は、国会からの不支持の表明により、一部の規定が施行されなかった。例えば2020年3月27日に公布された「COVID-19の流行に伴う初等中等教育に関する法律の適応に関する暫定規則」⁽¹³¹⁾では、「教育法」⁽¹³²⁾が定める規則の適用をCOVID-19の流行の間に履行できる範囲に限定することなどを定める規定について、国会の総議員の3分の1以上が支持できない旨を表明したため、当該規定は施行されず、翌月1日に当該規則の改正⁽¹³³⁾によって削除された⁽¹³⁴⁾。

コロナ法に基づく暫定規則は同法の廃止とともに失効したが、その多くは国会が制定した法律によって継承された⁽¹³⁵⁾。

(v) コロナ法に対する評価

コロナ法の内容やその成立過程は、おおむね高く評価されている。

国のCOVID-19対応を検証するために政府が設置した独立委員会は、2021年4月に提出した報告書において、政府への権限委任が必要な状況ではあったが、政府提出案は権力を政府に過度に集中させるものであり、国会審議を通じて権力分立の原則が維持される内容に変わったとして、国会の法案審議や有権者からの意見聴取の重要性が示されたと評価した⁽¹³⁶⁾。

また、政府提出案に対して意見を提出した有識者も、国会審議の過程で多くの意見が反映されたとして、「コロナ法の設計は、将来再び分野横断的な権限委任法を検討する場合の基礎を築いた」、「ノルウェーの民主主義は危機の中で免疫力を発揮した」などと評価している⁽¹³⁷⁾。

なお、成立したコロナ法と緊急権の関係については、政府は、国会が暫定規則の施行を事前に止められることなどから、コロナ法の内容は基本法が許容する委任立法の範囲内であり、緊急権を考慮したものではないとしている⁽¹³⁸⁾。一方で、暫定規則を発令できる要件や分野が厳格化されたことなどから、コロナ法の内容を、大体は憲法的緊急権によって正当化される行為を成文化したものと捉える見方もある⁽¹³⁹⁾。

⁽¹³⁰⁾ *ibid.*, pp.7-8; Sunniva Rebbestad, “Forskrifter med heimel i koronaloven,” 2020.5.8 updated. Lovdata Website <https://lovdata.no/artikkel/forskrifter_med_heimel_i_koronaloven/2682>

⁽¹³¹⁾ Midlertidig forskrift 27. mars 2020 nr. 492 om tilpasningen i lovgivningen om grunnskoleopplæring og videregående opplæring som følge av utbrudd av Covid-19. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/SFO/forskrift/2020-03-27-492>>

⁽¹³²⁾ Lov 17. juli 1998 nr. 61 om grunnskolen og den videregående opplæringa (opplæringslova). Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/NLO/lov/1998-07-17-61>>

⁽¹³³⁾ Forskrift 1. april 2020 nr. 537 om endring i midlertidig forskrift 27. mars 2020 nr. 492 om tilpasningen i lovgivningen om grunnskoleopplæring og videregående opplæring som følge av utbrudd av Covid-19. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/LTI/forskrift/2020-04-01-537>>

⁽¹³⁴⁾ “De første forskriftene etter koronaloven.” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Hva-skjer-pa-Stortinget/Nyhetsarkiv/Hva-skjer-nyheter/2019-2020/forste-forskrift-etter-koronaloven/>> 当該規則については、その後、教育法が定める規則の適用について具体的に定める改正が行われている。Forskrift 17. april 2020 nr. 808 om endring i midlertidig forskrift 27. mars 2020 nr. 492 om tilpasningen i lovgivningen om grunnskoleopplæring og videregående opplæring som følge av utbrudd av Covid-19. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/LTI/forskrift/2020-04-17-808>>

⁽¹³⁵⁾ Koronakommisjonen, *op.cit.* (115), p.298.

⁽¹³⁶⁾ *ibid.*

⁽¹³⁷⁾ Henrik Pryser Libell, “Juristopprøret som ga ny koronalov,” 2020.3.23. Juridika Website <<https://juridika.no/innsikt/juristoppr%C3%B8ret-som-ga-ny-koronalov>>

⁽¹³⁸⁾ Prop. 76 L (2019-2020), *op.cit.* (120), pp.18-19.

⁽¹³⁹⁾ ヨン・ヴェセル＝アース (Jon Wessel-Aas) 弁護士の見解。Libell, *op.cit.* (137). 同氏は2020年6月から弁護士会会長を務めている。

2 人権の制限

ノルウェーでは、人権の核心的部分に介入するような行為は、基本法の人権規定を逸脱する行為であり、憲法的緊急権によって正当化されることが必要であるとされている（(1) 参照）。緊急事態における人権規定の逸脱に関する規定を基本法に追加する改正案が2012年に国会に提出されたが、2014年に否決された（(2) 参照）。その後も同種の基本法改正案が度々国会に提出されているが、成立に至っていない（(3) 参照）。

なお、戦争等の場合における人権の制限について、有事準備法に規定がある（本章1(3)(iii) 参照）。

(1) 憲法的緊急権に基づく人権規定の逸脱

基本法には、人権を制限できる一般的な条件を定めた規定がなく、個別の人権規定も、一部の例外⁽¹⁴⁰⁾を除き、当該人権を制限できる条件を定めていない。

それらの人権規定は、他者の人権との関係等によって制限される場合があることを前提として解釈されている。しかし、緊急事態において人権の核心的部分（その人権が保護する中心の最も重要な価値）に介入するような行為は、規定の解釈によって認められる制限の範囲を超え、人権規定を逸脱する行為として、憲法的緊急権によって正当化されることが必要であるとされている⁽¹⁴¹⁾。

(2) 人権逸脱規定の追加に関する基本法改正の検討

(i) 人権委員会の提案

2009年、国会議長団は、基本法制定200周年（2014年）に向け、人権の位置付けの強化を目的とする基本法改正について調査を行う「人権委員会」⁽¹⁴²⁾を設置した。同委員会は、緊急事態における人権の制限の在り方についても検討し、2011年に提出した報告書において、次のような検討結果を報告した⁽¹⁴³⁾。

- ① 憲法的緊急権の内容は明確でなく、緊急事態における人権規定の逸脱に関する規定（以下「人権逸脱規定」という。）を基本法に設けることにより、基本法の人権規定がどのような場合に逸脱される可能性があるかを明確にすることができる。他方で、基本法に人権逸脱規定があることは、その規定をしばしば用いることができるという誤った印象を与えるおそれもある。
- ② 法的安定性を考慮すると、国家と個人の間には高度の予見可能性が求められる。基本法の人権規定の予見可能性を高めるため、基本法に人権逸脱規定を設けるべきである。
- ③ 憲法的緊急権や人権関係条約の人権逸脱規定を考慮すると、基本法の人権規定を逸脱できる条件には、国を脅かす緊急事態が存在すること、切迫した脅威から国を守るために逸脱が必要であること、逸脱が一時的なものに限られることを含めなければならない。また、

⁽¹⁴⁰⁾ 第100条（表現の自由）に関しては、2004年に規定の内容を拡充する基本法改正が行われた際に、制限できる条件を定める規定が追加された。例えば、政治的表現については、特に重要な考慮事項により、表現の自由の根拠に対して正当化される場合に限り、明確に定義された制限を設けることができる旨が規定されている。

⁽¹⁴¹⁾ “Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” *op.cit.*(87), pp.69, 90-91; Andenæs and Fliflet, *op.cit.*(8), pp.493-495, 665-666.

⁽¹⁴²⁾ Menneskerettighetsutvalget. 同委員会は、元国会議長、元国会副議長、裁判官、弁護士、大学教授等によって構成された。“Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” *ibid.*, p.17.

⁽¹⁴³⁾ *ibid.*, pp.17-18, 90-98.

逸脱することが人間の尊厳や法の支配に対する根本的な攻撃となる人権については、決して逸脱できないことを基本法に規定すべきである。

以上の検討結果に基づき、人権委員会は、その報告書において表5に掲げる人権逸脱規定を基本法に追加することを提案した⁽¹⁴⁴⁾。

表5 人権委員会が基本法への追加を提案した規定

第116条 この基本法上の権利は、宣言された戦争・危機事態 (krigs- eller krisetilstand) において、民主主義、法の支配又は国の存立を守るために明らかに必要な場合に一時的な例外について決定がされるときを除き、逸脱することができない。

② いかなる場合においても、第93条 [生命に対する権利等]、第96条 [罪刑法定主義等] 及び第99条第1文 [思想・良心・宗教の自由。現在の第16条第1文に相当] を逸脱する決定をすることはできない。罰則については、第97条 [遡及法の禁止] も同様とする。

(注) [] 内は筆者補記。

(出典) “Rapport fra Menneskerettighetsutvalget om menneskerettigheter i Grunnloven,” Dokument 16 (2011-2012), 2011.12.19, p.98. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Dokumentserien/2011-2012/dok16-201112/>> を基に筆者作成。

(ii) 改正案の国会提出と否決

2012年、超党派の議員団が人権委員会の報告書を踏まえた基本法改正案⁽¹⁴⁵⁾を国会に提出した。同案の一部として、表5に掲げた人権逸脱規定の追加も盛り込まれた。

2013年の選挙の後、国会は同案の審議を開始し、2014年5月に監察・憲法委員会から審査の報告が行われた。同報告は、同案の大半について可決を勧告したが、人権逸脱規定の追加に係る部分については可決しないことを勧告し⁽¹⁴⁶⁾、同月の本会議において、当該部分は否決された⁽¹⁴⁷⁾。同報告や本会議の議事録によれば、人権逸脱規定の追加に対する主な反対理由は次のとおりである⁽¹⁴⁸⁾。

- ① 少数の人権を決して逸脱できないものとして規定し⁽¹⁴⁹⁾、大半の人権を逸脱できるものとして位置付けることにより、逸脱に対する心理的なハードルが下がり、人権の保護が低下するおそれがある。
- ② 権力者が人権規定を逸脱しようとするときに、基本法に利用できる規定がある方が心理

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*, p.98.

⁽¹⁴⁵⁾ Dokument 12:31 (2011-2012), 2012.9.28. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2011-2012/dok12-201112-031/>>

⁽¹⁴⁶⁾ Innst. 187 S (2013-2014), 2014.5.7, p.31. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2013-2014/inns-201314-187/>>

⁽¹⁴⁷⁾ “Grunnlovsforslag om grunnlovfesting av økonomiske, sosiale og kulturelle menneskerettigheter (unntatt romertall IX).” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Saker/Sak/?p=54686>> なお、同案には、人権を制限できる一般的な条件（法律によって規定されること、その人権の核心を尊重するものであること、重要な公共の利益又は他者の人権を保護するために比例的かつ必要なものであること）を定める規定の追加も盛り込まれていたが、基本法の人権規定の実質的内容を法律によって狭めることを認めるものであり、市民の権利を弱めるおそれがあるなどとして反対する意見が多く、当該部分も本会議において否決された。Innst. 165 S (2015-2016), 2016.2.9, pp.5-7, 12. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2015-2016/inns-201516-165/>>; “Grunnlovsforslag om grunnfesting av økonomiske, sosiale og kulturelle menneskerettigheter (romertall IX).” *ibid.* <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Saker/Sak/?p=59946>>

⁽¹⁴⁸⁾ Innst. 187 S (2013-2014), *op.cit.*⁽¹⁴⁶⁾, pp.26-27; Referater Stortinget (2013-2014) Møte tirsdag den 13. mai 2014 kl. 10, pp.2474-2479, 2487. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/referater/stortinget/2013-2014/s140513-ny-des-2014.pdf>>

⁽¹⁴⁹⁾ それらの少数の人権に関し、決して逸脱できないことを基本法に規定しても、不文の憲法的緊急権に基づいて逸脱できる場合があることに変わりはないという見方もあった。Innst. 187 S (2013-2014), *ibid.*, p.27.

的に容易になるおそれがある。

- ③ 提出された改正案は、「宣言された戦争・危機事態」の定義や関与する主体が不明であるなど、緊急事態への移行に係る要件が不明確である。

(3) 最近の動向

基本法に人権逸脱規定を追加する改正案は、2015年以降も改正推進派の議員によって度々国会に提出されているが、成立に至っていない。

直近では、表6に掲げる規定を基本法に追加する改正案が2024年9月に国会に提出されており、次の議会期（2025～2029年）に審議される予定である⁽¹⁵⁰⁾。

表6 2024年9月に国会に提出された基本法改正案が追加を提案している規定

<p>第113b条 国に対する根本的な脅威となる戦争その他の非常事態の場合、国会は、3分の2以上の賛成により、状況によって厳密に必要な範囲に限り、この基本法上の個々の権利を逸脱することができる。その決定は、最長30日ずつ適用することができる。</p> <p>② 信仰の自由に係る第16条第1文[信教の自由]、選挙に係る第49条第1項第2文[自由秘密選挙]、強制労働を除く第93条[生命に対する権利等]、第95条第2項[裁判所の独立性等]、第96条[罪刑法定主義等]及び罰則に係る第97条[遡及法の禁止]の権利を逸脱することはできない。</p> <p>③ 国会が決定を行えず、かつ、緊急の必要があるときは、国王は、第1項の決定を行うことができる。その決定は、直ちに国会に通知され、遅くとも30日以内に、国会が決定を行えることとなった日をもって失効する。</p> <p>④ この基本法上の権利を逸脱する決定は、遅滞なく公表されなければならない。</p>
--

(注) [] 内は筆者補記。

(出典) Dokument 12:19 (2023-2024), 2024.9.30. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2023-2024/dok12-202324-019/>> を基に筆者作成。

3 議員任期の延長（選挙の延期）

ノルウェーでは、4年という議員任期は、次の（4年後の）選挙の後に最初に国会が開会した時に終了すると解されている。そのため、その開会が通常より遅れる場合は、議員任期が通常の場合より延長されることとなる（(1)参照）。第二次世界大戦期に、占領下で選挙が行われず、議員任期が大幅に延長された事例がある（(2)参照）。2022年、相当部分の有権者の投票を妨げるような異常事象が発生したときは選挙を最長1か月延期できることなどが、新たに基本法に規定された（(3)参照）。

(1) 議員任期の解釈

基本法は、議員の任期を「連続する4年」と規定している（第71条）。この期間は、暦により計算される4年ではなく、選出された選挙の後に最初に国会が開会した時から、次の（4年後の）選挙の後に最初に国会が開会した時まで（すなわち、次の選挙で選出された議員の任期が始まる時まで）の期間をいうと解されている⁽¹⁵¹⁾。

基本法は、議員の選挙は4年ごとに9月末までに行われること（第54条第1項）、国会は、通常、毎年10月の最初の平日に開会すること（第68条）を規定している。

⁽¹⁵⁰⁾ Dokument 12:19 (2023-2024), 2024.9.30. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2023-2024/dok12-202324-019/>>

⁽¹⁵¹⁾ Mestad and Michalsen, eds., *op.cit.*(8), p.617.

したがって、議員任期は、通常は、選出された選挙の後の10月の最初の平日に始まり、その4年後の10月の最初の平日に終わることになる。

一方、4年後の10月の最初の平日に国会を開会することが非常に困難であるような場合（通常でない場合）には、その後のできるだけ早い時期に国会を開会することが求められるが⁽¹⁵²⁾、この場合、在職中の議員の任期は、その開会の時まで、通常の場合より延長されることとなる。

(2) 第二次世界大戦期における議員任期の延長

前項で紹介した基本法の解釈は、第二次世界大戦期の議員の任期をめぐる議論を経て形成されたものである⁽¹⁵³⁾。

1940年4月、ノルウェーはドイツの侵攻を受け、国会は活動を停止した。当時の基本法は、議員の選挙は4年ごとに11月末までに行われること、国会は、通常、毎年1月10日より後の最初の平日に開会することを規定していた。当時在職中の議員は1936年10月の選挙で選出されており、その任期は、次の選挙が1940年11月末までに行われた後、1941年1月に終了するはずであった。しかし、ドイツの占領下で選挙は行われず、国会も活動を停止したまま、1945年5月に終戦を迎えた。

国会議長は、1936年の選挙で選出された国会は依然として現在の国会を構成しているとして、停止していた国会の活動を1945年6月に再開した。しかし、その国会の構成は、もはや現在の民意と一致しないという見方が一般的であった。そのため、同年10月に選挙が行われると、その選挙で選出された国会を翌年1月より早く開会できないかが議論となり、国会は、基本法第83条に基づき、この問題について最高裁判所の見解を得ることを決議した。1945年11月、最高裁判所は次のような見解を示した⁽¹⁵⁴⁾。

- ① 基本法は、選挙が4年ごとに行われなければならないことを規定するとともに(第54条)、国会が常に存在しなければならないことを前提としている(第71条)。前者の規定を遵守できない場合は、後者の原則に重点を置かなければならず、最後に選出された国会の任期が延長されると考えるよりほかはない。
- ② 一方で、基本法は、選挙の時期を設定する際、国会の構成が常に民意にできるだけ対応することを追求してきた。新たな選挙が行われた現在、任期延長の根拠は消失しており、その選挙で選出された国会をできるだけ速やかに開会し、現在の国会の任期を終了することが、憲法上、適切である。

この見解を受け、1945年12月、同年10月の選挙で選出された国会が開会し、1936年10月の選挙で選出された議員の任期は終了した。

(3) 選挙延期等の規定の追加に関する基本法改正

選挙の延期については、長らく基本法に規定がなく、憲法的緊急権によって正当化されることが必要であるとされてきたが、2022年、相当部分の有権者の投票を妨げるような異常事象

⁽¹⁵²⁾ *ibid.*, p.591.

⁽¹⁵³⁾ 以下、本項の記述は主に *ibid.*, pp.600-602 に基づく。

⁽¹⁵⁴⁾ “Høyesteretts betenkning angående det sittende Stortingets funksjonstid,” Dokument nr.11 (1945), 1945.11.20. Stortinget.no Website <https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Stortingforhandling/Lesevisning/?p=1945&paid=1&wid=O&psid=DIVL169&pgid=O_0445>

が発生したときは選挙を最長1か月延期できることなどを定める規定⁽¹⁵⁵⁾が、基本法に新設された。

(i) 選挙法制委員会の提案

2017年、政府は、新しい選挙法制の提案を任務とする「選挙法制委員会」⁽¹⁵⁶⁾を設置した⁽¹⁵⁷⁾。同委員会は、緊急時の選挙の延期等⁽¹⁵⁸⁾についても検討し、2020年5月に提出した報告書において、次のような検討結果を報告した⁽¹⁵⁹⁾。

- ① 選挙の時期について、基本法第54条は4年ごとに9月末までに選挙を実施することを明記しており、解釈によって例外を認めることは困難である。
- ② 異常事象の影響によって相当数の有権者が投票を妨げられ、その投票の機会を確保するために選挙期日の延長・延期又は再選挙の実施（以下「選挙延期等」という。）を行うことが必要である場合には、その利益が選挙の定期的な実施に係る利益（民主主義や予見可能性に関わる利益）を大きく上回り、選挙延期等が憲法的緊急権によって正当化されることがあると考えられる。
- ③ しかし、不文の憲法的緊急権は適用できる条件が規則的でなく用いにくい。また、選挙延期等に関しては政党の利害の対立が起きやすい。このため、基本法に選挙延期等を行うことができる要件等を明記することが必要である。
- ④ 選挙延期等に関しては、基本法に規定すると濫用のおそれが高まりかねない、選挙延期等の対象地域の有権者が他地域の有権者より多くの情報を基に投票できることとなる等の否定的な考慮事項もある。こうした点も踏まえ、基本法に規定する選挙延期等の要件等は厳格に設定すべきである。
- ⑤ なお、基本法に選挙延期等の要件等を規定することは、その規定によらずに不文の憲法的緊急権に基づいて選挙延期等を行うことを妨げるものではない。どのような状況が発生し、どのような措置が必要になるかは予測不可能であることから、そのような柔軟性は必要である。

以上の検討結果に基づき、選挙法制委員会は、その報告書において表7に掲げる基本法第54条の改正案を提示した⁽¹⁶⁰⁾。

⁽¹⁵⁵⁾ これらの規定は、緊急事態の宣言を行うことを発動の要件として規定していないため、本稿で緊急事態条項として紹介する対象（前掲注(3)参照）には該当しない。

⁽¹⁵⁶⁾ Valglovutvalget. 同委員会は、選挙に関する有識者と、各政党を代表する者によって構成された。“Medlemmer.” Valglovutvalget Website <<https://www.valglovutvalget.no/medlemmer/>>

⁽¹⁵⁷⁾ 選挙区の単位となっていた広域自治体の再編が、同委員会の設置の契機となった。同委員会の報告書を踏まえて行われた2022年の基本法改正のうち、選挙区への議員定数の配分に関する内容については、塩田 前掲注(28), pp.25-26を参照。

⁽¹⁵⁸⁾ 2011年7月に発生した連続テロ事件（極右思想を持つ者がオスロ中心部の政府庁舎で爆弾を爆発させて8人を死亡させ、さらにオスロの北西に位置するウトヤ島で銃を乱射して69人を殺害した事件）が契機となり、この課題が認識されたという。Prop. 45 L (2022-2023), p.13. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop.-45-l-20222023/id2964473/>>

⁽¹⁵⁹⁾ Valglovutvalget, “Frie og hemmelige valg: Ny valglov,” NOU 2020: 6, 2020.5.27, pp.3, 19-21, 318-327. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-2020-6/id2703131/>>

⁽¹⁶⁰⁾ *ibid.*, p.386.

表7 選挙法制委員会が提示した基本法第54条の改正案

- 第54条 国会議員の選挙は、4年ごとに9月末までに行われる。
- ② 相当部分の有権者の投票を妨げるような異常事象が発生したときは、国会は、総議員の3分の2以上の賛成により、選挙期日を1日に限り延長し、又は選挙期日を延期することができる。
- ③ 選挙期日の延長又は延期は、有権者の投票の機会を保障するために必要な範囲に限り、行うことができる。選挙は、国王が選挙期日として定めていた日から1か月以内に終了しなければならない。
- ④ 国会が集会できない場合は、国王は、前2項に規定する条件により、選挙期日を1日に限り延長し、又は選挙期日を7日以内に限り延期することができる。
- ⑤ 相当部分の有権者の投票を妨げた異常事象が発生したときは、[再選挙の対象となる選挙が実施された時点で] 在職中の国会は、総議員の3分の2以上の賛成により、再選挙の実施を決定することができる。再選挙は、有権者の投票の機会を保障するために必要な範囲に限り、行うことができる。[再選挙の対象となる選挙で] 選出された議員は、再選挙の効力が最終的に承認されるまで、その職にあるものとする。
- ⑥ 新たに[再選挙の対象となる選挙で] 選出された国会は、前国会による再選挙の実施の決定を取り消すことができない。

(注) 第1項は改正前の第54条の規定を継承するものであり、第2項～第6項が実質的な追加規定。[]内は筆者補記。

(出典) Valglovutvalget, "Frie og hemmelige valg: Ny valglov," NOU 2020: 6, 2020.5.27, p.386. Regjeringen.no Website <<https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/nou-2020-6/id2703131/>> を基に筆者作成。

改正案の第1項は改正前の第54条の規定を継承するものであり、第2項～第6項が実質的な追加規定である。このうち、第2項～第4項が選挙期日の延長・延期について定め、第5項・第6項が再選挙の実施について定めている。

選挙延期等を行う原因となり得る「異常事象」(第2項・第5項)には、自然災害、テロ、原子力事故、深刻な感染症の流行等が該当するとされる⁽¹⁶¹⁾。

選挙延期等の決定は国会が行うが、濫用を防ぐため、総議員の3分の2以上の賛成が必要とされている(第2項・第5項)⁽¹⁶²⁾。国会が集会できない場合は、国王が選挙期日の短期間の延期等を決定することができる(第4項)。

選挙延期等を行うことができる「有権者の投票の機会を保障するために必要な範囲」(第3項・第5項)には地理的範囲が含まれ、全国的に選挙延期等を行うことができるのは、全国的な規模で危機的状況にある場合に限られるとされる⁽¹⁶³⁾。選挙期日を延期できる期間は、本来の選挙期日に投票した有権者との平等性を考慮し、1か月以内とされている(第3項)⁽¹⁶⁴⁾。

再選挙の実施の決定は、再選挙の対象となる選挙(相当部分の有権者の投票が妨げられた選挙)が実施された時点で在職中の国会が行う(第5項)。当該選挙の後に開会する国会では、当該選挙で選出された議員が、再選挙が終了するまで、その職を務める(同項)。

選挙法制委員会の報告書は、選挙を延期する場合における選挙後の国会の開会の時期については言及していないが、選挙の延期の影響により、その開会が通常より遅れる場合は、在職中の議員の任期は、その開会の時まで、通常の場合より延長されることとなる。

選挙法制委員会の報告書に対して行われた意見募集では、緊急時の選挙延期等に関する同委

⁽¹⁶¹⁾ *ibid.*, p.324. なお、戦争の場合は憲法的緊急権及び有事準備法に基づく対応が想定されている。

⁽¹⁶²⁾ *ibid.*, pp.325-326, 395-396. この要件は、基本法改正の要件(総議員の3分の2以上の出席の下での3分の2以上の賛成。第I章2(5)参照)より厳しい。

⁽¹⁶³⁾ *ibid.*, p.326.

⁽¹⁶⁴⁾ *ibid.*, p.325.

員会の提案に対して反対意見は寄せられなかったとされる⁽¹⁶⁵⁾。

(ii) 改正案の国会提出と成立

2020年6月、超党派の議員団が選挙法制委員会の報告書を踏まえた基本法改正案⁽¹⁶⁶⁾を国会に提出した。同案の一部として、表7に掲げた第54条の改正案も盛り込まれた。

2021年の選挙の後、国会は同案の審議を開始し、2022年5月に監察・憲法委員会から審査の報告が行われた。同報告は、COVID-19の流行は基本法第54条を拡張する必要があることを明らかにしたと指摘し、同案の同条の部分について可決を勧告した⁽¹⁶⁷⁾。同年6月、当該部分は本会議において全会一致で可決され⁽¹⁶⁸⁾、直ちに施行された⁽¹⁶⁹⁾。

おわりに

ノルウェーの独立をうたって制定された基本法は、スウェーデンとの同君連合や第二次世界大戦のような困難な時期を含め、これまで200年以上にわたってノルウェーの自治・独立と人々を守る機能を担ってきた。民主主義、法の支配、人権保障という基本法の理念はノルウェーの社会において広く共有されており、そうした理念の実現に向け、基本法の規定の内容を社会の変化に即して更新・拡充する改正が行われてきた。

第Ⅱ章で紹介したように、ノルウェーでは、憲法的緊急権という不文の法理が、緊急事態において必要な措置をとることの法的根拠として、明確に位置付けられている。それは、基本法を逸脱する行為によって国と基本法の存続の危機を乗り越えてきた同国の歴史を反映したものとと言えるであろう。

憲法的緊急権の法理は、緊急事態において、法の支配を維持しつつ、必要な場合に基本法を逸脱する措置をとることを可能にする。一方で、憲法的緊急権の持つ柔軟性は、緊急事態においてとられる措置の予見可能性を低下させることを免れない。それゆえ、法的安定性や民主的統制を強化するために、一定の場合に関して憲法的緊急権の内容や行使の枠組みを成文化することが度々検討されてきた。その際は、成文化によってかえって権限濫用のおそれが高まるという懸念がしばしば論点となった。

そうした成文化の検討の結果は様々である。人権の制限に関しては、基本法に人権規定の逸脱に関する規定を追加する改正案が国会に提出されたが、人権保障の低下を懸念する意見が多く、否決された。一方、議員任期の延長（選挙の延期）に関しては、近年、相当部分の有権者の投票を妨げるような異常事象が発生したときは選挙を最長1か月延期できることが、新たに基本法に規定された。また、権限配分の変更（緊急命令等）に関しては、戦争等の場合におけ

⁽¹⁶⁵⁾ Prop. 45 L (2022-2023), *op.cit.*⁽¹⁵³⁾, p.259.

⁽¹⁶⁶⁾ Dokument 12:11 (2019-2020), 2020.6.19. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Grunnlovsforslag/2019-2020/dok12-201920-011/>>

⁽¹⁶⁷⁾ Innst. 411 S (2021-2022), 2022.5.24, p.26. Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Publikasjoner/Innstillinger/Stortinget/2021-2022/inns-202122-411s/>>

⁽¹⁶⁸⁾ “Grunnlovsforslag om endringer av Grunnloven §§ 14, 50, 53 til 64, 71 og 72 (Valglovutvalgets forslag i NOU 2020: 6 Frie og hemmelige valg - ny valglov).” Stortinget.no Website <<https://www.stortinget.no/no/Saker-og-publikasjoner/Saker/Sak/?p=80347>>

⁽¹⁶⁹⁾ “Kunngjøring av Stortingets vedtak 1. juni 2022 om endringer i Grunnloven,” res. 22. juni 2022. nr. 1133. Lovdata Website <<https://lovdata.no/dokument/LTI/forskrift/2022-06-22-1133>>

る憲法的緊急権の内容を成文化した規定が法律に置かれたほか、戦争以外の緊急事態における政府への権限委任の在り方について、緊急権との関係を含めて議論が行われてきた。

COVID-19の流行の際、政府への権限委任を一時的に拡大する法案が政府から国会に提出されたが、国会は、有識者の意見も踏まえ、内容を厳格化する大幅な修正案を迅速に取りまとめて可決した。そうした対応も、基本法の理念の共有と緊急事態法制に関する検討の積み重ねの上に行われたものと言えるであろう。

(こしだ たかお)